

## 『曾我』伝本中の「誤用」例少々

田 上 稔

活用語連体形への助詞「の」下接が一般化するのは、室町時代末期以降、「準体法」の成立によつてであると、考えられている。連体形が、それ自らの形において準体資格を持ち得なくなるのを待つて、いわば、その機能の欠落を補うように、連体形に「の」を下接させる準体句が成立した、<sup>(注1)</sup>と考えられるのである。

そうした準体法成立以前に、けれど、活用語連体形に下接する現象を助詞「の」が見せていることも、また、周知の事実である。「活用語連体形十の十体言」の型をもつ、それは、連体形という活用形の「連体」の機能と、助詞「の」の「連体」の機能とが重複するために、「誤用」とされ、或いは、特定の領域での「変則的」な構造、と位置づけられるのが一般的かと思う。

早く、本居宣長も、『古事記伝』卷一「訓法の事」中において、<sup>(注2)</sup>

之能と訓こと尋常のごとし、但し必読べきと、必読まじきとあり、<sup>オホカタハタラキコトバ</sup>大凡用言に属たるは、漢文の格なれば、捨て訓べからず。<sup>アガウメルオミコ</sup>吾所生之子、また出向之時、<sup>イテムカフオトキ</sup>これらなり、【この類を能とよむは、皇国語にあらず、後世人、かゝる処にも之を加へて云は、<sup>カラフミヨミ</sup>漢籍読の癖の移りたるにて、ひがことなり、】<sup>キコトバ</sup>体言に属たるは必読べし、<sup>アメノナニクニノナニ</sup>天之某国之某の類、

淡路之穂之狭別など、如此さまの能てふ辞、読添べき処には、丁寧に之字を書添て、古語を明らかにせり、後世に誤て、能を略てよむたぐひ、此記に依て正すべし、【国之常立神を、クニトコタチと訛れるたぐひおほかり、】又一此処の昔の漢文に用ひならへる之字あり、凡て句終などに置く、漢人の書る格に違へるが、書紀などにも多きなり、そのたぐひ必訓べからず、と述べている。

たとえ、「誤用」であるにしても、「変則用例」であるにしても、何故、そこに存在し得たのかについては、考察しておく必要があるだろう。本稿は、そうした問題を手掛かりに、『曾我物語』伝本中の用例について、少しばかりの考察を試みたい。

一

『万葉集』中の次のような用例については、浅見徹氏らの御考察により、助詞「の」に上接する活用語は終止形であることが、既に明らかにされている。

・絶えむの心（絶牟乃心）卷十二・三〇七一

連体形に下接する助詞「の」用法は、鎌倉時代以降、漢文訓読体の影響のもとに成立したと言われている。訓読される漢文中の「助字」としての「之」字に、端を発するのである。

文末に於いても、「その上に来る字が陳述を示す用をなせるもの」であって、日本語としての読みを持たないものがあつたが、文中においても、

舒朗「之」者其唯法師乎

のような「之」字は、不読字であった。

文中で活用語連体形に下接する、後者のような「之」については、小林芳規氏(注8)が

漢文の「之」を中間において上下の語句を接続する構文の訓読は古くは、

埃累アヱの「之」間に纏マツハレて未だ襄マツ区クの「之」表オに出(で)ず

(知恩院藏三藏法師表啓平安初期点)

章シヤウ—衣イ—之シ踐センみ藉セキりシ所トコロは(同右)

然(る)後(に)に(し)て「以」沈痼コ(音)ノ「の」「之」宿疾スを清スギ「ぐ」

(地藏十輪經序、元慶七年点)

神呪心經者ハ、斯ハし蓋シ三際種智之格キヤク・言コト、十地証真之極キョク・趣スなり「也」(西大寺本不空羼索神呪心經序、寛徳二年点)

のように上の語を音読して体言の資格とする。一方、上の語を和訓に読んで活用語が現われる折は、「之」字は必ず無訓であつて、読まれなかつた。

進(み)ては物を福する「之」功有(り)

(法華義疎疏序品長保四年点)

と述べられるように、漢文訓読に際しては不読字であつたと考えられている(注9)。

ところが、室町時代中期以降になると、

漢皓避サケル秦之朝

(和漢朗詠集私注 永正五年書写)(注10)

のように、「之」字付訓の例が見られるようになり、やがて、漢籍訓読において一般化していったという。

こうした漢籍訓読に準じて、和製漢文、所謂変体漢文においても、連体形に下接する「之」字は、本来、読まないのを原則とした。

古記録の文章にも、他の変体漢文におけると同様に、必ずしも特定の国語に対応するとは認められない漢文の助字と見るべきものが使用されている。文中に用いられる「之」字と文末に用いられる「矣」「焉」「之」「夫」各字がそれ

『曾我』伝本中の「誤用」例少々

である。

(峰岸明氏『変体漢文』)

ところが、やがて、漢籍訓読における連体形下接「之」字付訓と軌を一にして、変体漢文連体形下接「之」字も、助詞「の」としての読みを、助詞「の」の連体格助詞としての文法的機能を、獲得していった、とされる。<sup>(注1)</sup>そこに、「活用語連体形十が十如し」構造の存在や「ごとき十の十体言」構造、「連体形十が十ため」構造の存在が大きな機縁であり得たであろうこと、小林芳規氏や吉川泰雄氏御指摘の通りであろうと思<sup>(注12)</sup>う。

こうして漢籍訓読や変体漢文創作の領域で一定の型としての存在の重みを獲得した「連体形十の十体言」構造は、漢字仮名交じり文へも姿を見せるようになる。

かくのごとくあひ戦ふのあひだ、將軍すでにせまりて、ほとどまぬかれがたかりければ

『十訓抄』六ノ一七<sup>(注13)</sup>

この『十訓抄』本文が、『陸奥話記』本文の

如此之間、殆<sup>(注14)</sup>回得脱。

と関連を有するのであれば、また、

頭仲入道、これを聞きて、かたつらに馬助といふものあるが、和歌なりがたきの由、歎きけるに

『十訓抄』七ノ一九

部分が、

頭仲入道聞テ、傍ニ在馬助某和歌難成之由ヲ歎ニ

『袋草紙』<sup>(注15)</sup>

と連絡を有するのであるならば、変体漢文と和漢混淆文との間に、「連体形十の十体言」構造を巡る交流も、裏付けられる<sup>(注16)</sup>だろう。

以上のように、本来は助字たる「之」字に読みを付与することで「連体形十の十体言」が成立したとしても、本来、読みを持たないものであった「之」が、読みを持ち始めるのは、何時の頃に始まるのであろうか。

仮名書きされた連体形活用語尾末に「之」字が続く古例としては、峰岸明氏御指摘の『玉葉』建久二年十一月二十一日条のものがある。

活用語の連体形に格助詞「の」を伴う連体法の成立は、一般に鎌倉時代と見られているが、次などは、その最も早い時期の事例になろうかと思う。

○寝殿東面四ケ間、加御手、水間定、有押出、非如法之打出、只女房着用之衣を、居こほれたる之由也、

(玉葉、建久二年十一月二十一日)(佐七)

なお、私の確認したところ、『玉葉』中には、他に同様の「之」用例を見出し得なかった。

記録文体の特徴をよく備えているとされている『江談抄』にも、既に、その端緒と目される用例が見出される。その大部分を占める変体漢文体記述箇所においては、(佐七)

予謁主殿頭公經之次、語此事。

(第三)

其戸面有打物跡。守護神令追入之跡也。

(第三)

毎日夜々参詣清水寺之間、於宝前有夢想。

(第四)

但不蒙勅命任意寄詩之由、朝家可被召問。

(第四)

のように、活用語連体形語尾末と被連体装定体言との間に、「之」字を置く一方で、

定テ欲弾カト思テウレシク思間、目暗独遣心テ

(第三)

『曾我』伝本中の「誤用」例少々

のような漢字仮名交じり文体記述箇所においては、それを置かないのを原則とするかに見える。ところが、漢字仮名交じり文体的性格を比較的濃く見せる箇所でありながら、「之」字を置く例が見出されるのである。

篁所為也ト被仰天蒙罪トスル之処、篁云

(第三)

宣義力無ラム之時、可被書之句也ト云。

(第六)

仮名表記された活用語連体形語尾に続く、この「之」字用例は、現存伝本が当該本文を正確に伝えているならば、『江談抄』成立の西暦一一〇〇年頃には、「之」字に読みが与えられ、「連体形十の十体言」構造が生まれていた証左となし得るのだろうか。

試みに、『江談抄』に似て、記録文体変体漢文と漢字仮名混じり文とが混在する文献に、その間の様子を窺って見たい。まずは、『中外抄』。変体漢文体で記された部分では、

四月二日着冬束帯由承候如何。

(康治二年五月七日)

於御前被仰雜事次仰云、今年内内裏造作事

(久安四年七月一日)

予今朝参入祇候御前間、侍共葵ヲくさりて付庇御簾。

(仁平四年四月廿七日)

のように、「之」字を伴わないものもあるけれど、大多数は、

任大臣後三年内必可遂之由令存由被示。

(保延四年十一月十日)

故殿御時令祇候内裏給之時、只於里第供之

(天養元年三月三日)

又令言上人道殿之処、不知食。

(久安四年八月廿四日)

喰切御劍緒之条、無極怪異ニコソアナレ。

(仁平元年六月八日)

のように、連体装定句末に「之」字を伴う。漢字仮名交じり文、或いは漢字仮名交じり文体的性格の濃い部分においては、

箸ニテ食物ハ其物、手ニテ食する物ハ其物

(康治元年十月十三日)

山大衆のをこりたりける時に、衣冠をして

(康治二年四月十八日)

御おろし罷出藏人所たりける時ハ、八幡別当清成参入して

(久安六年十一月十二日)

匡衡か家ニ侍ける老尼女房、今日の馬見トテ出立ける間ニ

(久安四年五月廿三日)

其事ハ棄事有と令書給たる故也。

(久安四年五月廿三日)

還テ我見由を云をも時人不信き。

(久安四年五月廿三日)

鷹好者雉ニ成テ、鷹ニ恐タル由ヲ聞シカハ

(久安六年八月廿日)

学文せさせ給へき様ハ、紙三十枚ヲ続テ

(久安四年七月一日)

女房のへにつくる様ハ、面サキハ赤ク、めぐりはにほひさまにうすく

(久安四年八月九日)

などのように、連体装定句末に「之」字を伴わない。まして、「の」字の現われる事も、無い。

次に、『富家語』。やはり、

御前初令参院給日、雖為宰相

(久寿三年正月)

然而御堂法成寺無量寿院壇築事、被用件日之様所覚也。

(保元三年)

如案、二条殿令誕生給所也ト有仰。

(応保元年)

還御後令渡御樋殿給間、令顛倒給テ

(応保元年)

のように、変体漢文体で記された部分でも、連体装定句末に「之」字を持たない用例もある一方で、

依穢氣不令進御書給之由院令申給。

(仁平三年)

如本奉居之後、連々凶事不吉事出来テ

(保元二年)

『曾我』伝本中の「誤用」例少々

貞任首被渡日此旨ヲ申宇治殿之処、死人首不能見者。

(永曆元年)

変体漢文体連体装定句末には「之」字を置く事を普通とするけれど、

六条右府頭ヲカキテ、アハレ此所ハサ思ツル所ヲト被申ケリ

(保元二年)

チ、リウく、ト鳴ホトニ令練給ケルヲ

(保元三年)

木折ニ立廻テ帰入時、下襲尻カヘル也。

(保元三年)

堀川大臣ハハコエニ入ハイタキ事也トテ可入ヨシ頻被申。

(応保元年)

変体漢文的性格の薄く、漢字仮名交じり文、或いは漢字仮名交じり文的性格の濃い部分においては、「之」字や「の」字を連体装定句末に持たない。

これら『中外抄』『富家語』両資料における、仮名交じり文中での連体装定句末での「之」字不使用は、この字が、未だ、この構造中では「の」としての読みも助詞「の」としての文法的機能も、獲得していなかったことを示しているのではなからうか。

それでは、抑も、「之」字は、変体漢文体文脈中において、如何なる機能を果たしていたと考えられるのか。

本稿前節に引いたように、「必ずしも特定の国語に対応するとは認められない漢文の助字と見るべきもの」(同氏『変体漢文』)の「之」字を挙げられた峰岸氏は、更に続けて、

「之」字が文中に用いられる場合、それは、名詞を修飾する語乃至語句を受けて、それらが連体修飾の職能を有するものであることを示す。

(同氏『変体漢文』)

と述べられている。また、高山寺本『古往来』の漢字用法を分析なさった峰岸氏は、「所」字が連体修飾語となる場合、

○所被召稻(25) 附脚力鳥部眞成二所被仰下貴從晴雅之事(49) 所刈稻(72) 所被仰吉仁殺害之由(86)



年来所預収<sup>ネン</sup>稲米等<sup>ノリムル</sup> (97) 所聞御笛<sup>ソノ</sup> (136) 所習聖教法文<sup>ソノ</sup> (189) 所賜禪札<sup>ソノ</sup> (194) 所被賜雜物等<sup>ソノ</sup> (272) 所進<sup>ソノ</sup>  
 八丈拾疋御返抄<sup>カ</sup> (284) 所望之事<sup>ソノ</sup> (289) 所被仰御願之事<sup>ソノ</sup> (294) 世俗所興宴<sup>ソノ</sup> 房前之桃花<sup>ソノ</sup> (317) 所命牛車<sup>ソノ</sup> (406)  
 今年所作<sup>コノ</sup> 早苗 (428)

これらを通覧するに、同じく連体修飾語を構成する場合であっても、修飾される名詞の直前に「之」字を使用しない点が注目される。「所望之事」の「所望」は既に一語化していたのであろう。

(同氏『平安時代古記録の国語学的研究』)

とされ、連体修飾を構成する「所」字と、その上接の連体修飾句との間には「之」字を挿入しない現象を報告されている。次に記録体には文章の展開する姿に特徴がみられる。まず最初に意味を理解して後適当に読下され、読下すことによつて言葉は確定する。これは仮名を主とする表音式の文章が、まず読下すことが理解の前提となるのは相違するところである。後者は線条的であり音楽的情緒的であるに対して、記録体は非線条的絵画的であつて映画の展開に似た趣がある。

(松下貞三氏『漢語受容史の研究』)

のような、記録文体の特徴を勘案するならば、「絵画的」表現において、「之」形態は、一般の「文字」というよりは、連体装定句の区切り「記号」、上接部分が連体装定句であることを示す「記号」であつたと解釈するのが妥当であろう。「絵画的」に「記号」である以上、それは、文字としての平仮名「の」字には代り得ない形態であつた筈である。

先の『玉葉』や『江談抄』の仮名混じり表記部分への「之」混入用例も、そうした「記号」としての使用例と考えられないだろうか。「之」が、変体漢文体表記の中で、そうした「記号」としての機能を十分に備えていた結果として、同一文献の仮名交じり表記部分にも現われ得たのだ、と解するのである。峰岸氏御指摘『玉葉』建久二年一月二一日条の「居こほれたる之由」という用例は、したがって、「連体形十の十体言」構造の用例として未だしのものである、と考え

『曾我』伝本中の「誤用」例少々

たい。

ただし、既に古く、仮名表記「の」の古例も存在する。小林芳規氏は、揚守敬旧蔵本『将門記』用例について、件介無道合戦スルノヨシラレテ之由触於在地国ニ日記シ已了ハヌ

前一司大仲臣完マタユキノ行朝臣等ラ、兼見欲カネミテスルヲス「擬ル」(後補)奪国ムトヲ之気色ノ・(「ノ」「ヲ」後筆か)

の二例は疑問例である。同箇所を真福寺本は「之」字を無訓にしてある。二番目の例は後補の筆らしい。本書が草稿であり、他の多数例が無訓であることから考えると、或いは何かの誤りかもしれない。

(同氏『花を見るの記』の言い方の成立追考)、『文学論藻』第一四号所収)

と疑義を提出なさっている。この二用例の前者について、築島裕氏も、

これは「合戦スル由」「合戦ノ由」といふ二種の訓法かも知れない。

(同氏『平安時代語新論』)

大坪併治氏も、

真福寺本『将門記』承德三年点は無点で読んだやうであり、小林博士も疑問例としてゐられる。

(同氏『平安時代における訓點語の文法』)

とされており、疑問の残る用例である。(注21)

岩井良雄氏は、『今昔物語集』中に、

後目夕无キノ言バヤ(注22)

とある用例について、

連体形には「が」が付いて、「の」の添うことは普通ではない。「如キノ」は、集中少なくともはないが、「後目夕无キノ」は孤例である。「後目夕无なノ言ヤ」とあるべき所であるが、さりとて誤記誤写として否定することはできない。

とされているが、当該本文について、岩波書店刊日本古典文学大系校注者は、

「後目夕無キ言バヤ」と「後目夕無ノ言バヤ」との混淆に基く表現。

としており、慎重な扱いが必要であろう。

三

一つの表現類型としての、或いは更に進んで構造類型としての位置を獲得していたとしても、「連体形十の十体言」表現は、連体形の、そして助詞「の」の、現代語に至る文法機能の史的変遷の中では、中世期においても、依然として、破格的であると言わざるを得ない。ロドリゲス『日本大文典』において、「主として書き言葉」と記録されていることから、室町末期の日本語においても、当該用法が限定的なものでしかなかったことが伺われる。<sup>(注2)</sup>

動詞に直接する属格

○主として書きことばに於いて、例えば、Yoxi (由)・Aida (間)・Giô (条)・Yuye (故)・Tocoro (処)・Tomogara (輩)等の如き一種の実名詞が動詞に続く場合には、動詞の直後に格辞のNo (の)を添へる。例へば、Subequuno yoxi (すゞきの由)・Caqubequino arda (書へゞきの間)・Marruno giô (参るの条)・Xitagô no tocoromi (従ふの処<sup>(注)</sup>)。

Tachmachixucuyuo toguruno yuye nari. (忽ち宿意を遂ぐるの故也)「式目」(Xiquimocu)

Sono chichi coreuo xirazaruno yoxi, &c. (その父<sup>(注)</sup>れを知らざるの由、云々) 同前。

ただし、「破格的」という判断は、平安期から現代へと至る日本語の連体法や助詞「の」の歴史を、いわば直線的に結

『曽我』伝本中の「誤用」例少々

びつけた場合に可能となるばかりであり、中世期、それは、確かに存在していたし、明治時代に至っても、書き言葉において、許容されている。

鎌倉期から室町期にかけて、そうした語法の成立を見るまでの長期に亘る、その過渡期に、『曾我物語』諸伝本が成立を見たのであるならば、『曾我』諸本中に見出される「連体形十の十体言」用例の文法的判断も、「誤用・破格」から「正用・正格」までの幅を持ち、本文の確定（校合）に際しての障碍ともなる。

けれど、一方で、「連体形十の（之）十体言」語法を、諸伝本の或いは諸章段の性格を計る、一つの指標として利用する事も、また、図られてよいのではなからうか。即ち、変体漢文領域との人的な（無論、同一人物の場合も含めて）、また文献的な交流のもとに成立した語法であるならば、そうした交流や背景との、いわば「距離」のようなものを窺い得るかも知れないだろうし、また、鎌倉から室町への期間を掛けて仮名交じり文へも浸透して行く語法であったならば、或いは時代の特徴のようなものを見出せるかも知れない。

本稿では、試みに、真名本<sup>（注28）</sup>、太山寺本<sup>（注29）</sup>、南葵文庫本十行古活字本<sup>（注30）</sup>、各本に於いて、「連体形十の（之）十体言」構造に関連する用例を扱ってみようと思う。

先ず、太山寺本における「活用語連体形十の十体言」構造の用例。

鶴の本白にて矧ぎたる、白の拵へたるの矢、筈高に負いなし

この部分、真名本では、

鶴の本白九差<sup>の</sup>負<sup>の</sup>矢<sup>を</sup>

南葵文庫本では、

つるのものとしろにてはきたるし、のこしらへのし、やはきたかにおひなし

十行古活字本では、

鶴の本白にてはぎたる白こしらへの鹿矢、筈高においなし

となつており、太山寺本のみ、当該「の」用例が見られる。次の用例も、同断である。

叶はじとの御錠を、重ねて申し上ぐるの条、恐れ多く候へども

真名本には当該章段自体が無く、南葵文庫本では、

かなはじとの御やう、かさねて申上てうおそれにて候へとも

十行古活字本では、

かなはじとの御錠、かさねて申あぐる條、おそれにて候へども

となつていて、やはり、太山寺本のみが、当該「の」を持つ。

南葵文庫本のみ存する用例として、

こんにちの人々のせせう御きゝ入候はゝ、かしこまりそんすへきのよしかたく申けに候。

当該章段が真名本には、やはり、無く、十行古活字本では、

今日の人々の訴訟御きゝいれ候はば、かしこまり存すべきよし、かたく申げに候

となつている。先の太山寺本のみ存する用例も含めて、以上の「の」用例は、全て真名本には確認できない。抑も、章段自体を真名本が欠くものもある。

真名本を基として仮名本が増補された、とする知見に合致するものか。また、増補に携わった人物と変体漢文文体との関わりを示唆するものか。

その真名本には、「之」字の用い方に、極めて明確な特徴が見出される。本稿で先に記したように、変体漢文体殊に記

『曾我』伝本中の「誤用」例少々

録文体では、連体装定句末に、「記号」的な「之」が置かれる事が多い。にもかかわらず、真名本には、そうした「之」の使用が確認できないのである。変体漢文体・記録文体に特徴的な形式名詞（注2）の多用される本文であるにもかかわらず、である。

内々心中有ニ存ス旨カ間、為レ兄有忠由ニて

俣野可レ取无キ敵間、既欲レ入ル處

思ハ往事ニ、先祖通跡、旧徒住境

妙国土物、定奏時、可レ有ニ疑怠一

七人童女随ニ主君ニ故、后妃成ニ玉津嶋明神ニ時不レ嫌ニ谷峰ニ行程、主従三人女房達ハ

真名本において「之」字は、次のように現われ、訓じられている。

依テ之ニ此君亦難ニ差置一思食

任テ勅命ニ罰レ之、極ニ勲功一

女人往生手本在レ之、誠貴事共ナリ

貴重古典籍叢刊『妙本寺本曾我物語』中で、

依テ之ニ後白河院之第二御子

本文に対する校訂注に、

真名本『曾我物語』で連体格を表はす辞として「之」を用いた例は非常に少ない。

卷第三、廿四才一行（五九頁一行）武蔵国之住人ニ

卷第十、十八才一行（一九九頁五行）

宮根之別当坊

この様な例は稀にあるが、活用語を含む連文節の体言を修飾する場合に「之」を使用した例は発見されない。とある通り、確かに、「連体形十之十体言」構造は見出し得ないのである。「これ」「ここ」と読まないのは、他に、  
何況庭弱之以我身有様

が見出しうるくらいである。一見、「連体形十之十体言」用例かの如き

以三千余騎勢押寄石橋城責之間  
にも、

以三千余騎勢押寄石橋城責之間

との訓がついている。現存真名本本文或はその付訓の性格を、用字用語の面から、改めて分析する必要があるはしないだろうか。後考に期したい。

最後に、古活字十行本

南美庄と号するの<sup>本</sup>主は、南美入道寂心にて

と、東大本

くずみのしやうとがうするのほんしゆはくずみのにうだうじやくしんにてありける。

とにある用例について。真名本では、

号南美庄、本主申南美入道寂心

太山寺本では

南美荘と号す。件の本主は南美入道寂心にて

『曾我』伝本中の「誤用」例少々

とある。「号する本主」という連体装定は、この文脈では意味的に不適切であるし、岩波日本古典文学大系当該頭注に、「号す。かの本主は」か。

とあるのに従い、本稿での「連体形十之十体言」構造の用例としては採らなかつた。

注に記した参考文献以外のみを挙げる。

御橋惠言氏『曾我物語注解』

栃木孝惟氏他編『曾我・義経記の世界』

村上学氏『曾我物語の基礎的研究』

#### 注

(注1) 体言に下接しての準体用法は古くから存在した。柳田征司氏「無名詞体言句から準体助詞句（「白く咲けるを」から「白く咲いているのを」）への変化」(『愛媛大学教育学部紀要第Ⅱ部人文・社会学』第二五卷二号所収)等に、その連絡がが分析されている。

(注2) 引用は『本居宣長全集』による。

(注3) 浅見徹氏「絶えむの心わが思はなくに―陳述をめぐる問題―」(『萬葉』第三三三号所収)。

(注4) 十行古活字本(岩波書店日本古典文学大系)『曾我物語』にも、

そもく、薬をゑて、服せずして死せんの事、崑崙山に行て  
のような例を見る。

(注5) 山田孝雄氏『漢文の訓読によりて伝へられたる語法』、また、同氏『国語の中に於ける漢語の研究』参照。



- (注6) 文末の助字「之」については、山田氏以外に、たとえば、西宮一民氏『日本上代の文章と表記』、小林芳規氏『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』。また、大野峻氏「之字考―これ」と読む時―」（『湘南文学』第七号）、藤井茂利氏「推古朝遺文の文末表記に用いた『之』について―朝鮮漢文との関わりについて―」（『国語国文薩摩路』第二六号所収）、同氏「万葉集左注の文末の『之』について―朝鮮漢文との関連に於いて―」（『国語国文薩摩路』第二七号所収）、同氏「風土記に見える文末の助辞『之』について―日本漢文の表記法をめぐって―」（『国語国文薩摩路』第二九号所収）、山本秀人氏「久遠寺蔵本朝文粹清原教隆点の訓法について―助字の訓法を中心に―」（『鎌倉時代語研究』第一四輯所収）なども。
- (注7) 小林芳規氏『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』所引玄奘法師表啓平永久点。
- (注8) 小林芳規氏『花を見るの記』の言い方の成立追考」（『文学論藻』第一四号所収）。
- (注9) 小林芳規氏『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』に更に詳しい。
- (注10) 大矢透氏『仮名遣及仮名字体沿革史料』所載。小林芳規氏「花を見るの記」の言い方の成立追考」御指摘による。
- (注11) 小林芳規氏『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』等。
- (注12) 小林芳規氏「花を見るの記」の言い方の成立追考」（『文学論藻』第一四号所収）。吉川泰雄氏「形式名詞』の成立」（『日本文学教室』第3号所収）。
- (注13) 吉川泰雄氏「形式名詞』の成立」御指摘。引用本文は小学館新編日本古典文学全集による。
- (注14) 引用本文は小学館新編日本古典文学全集による。
- (注15) 引用本文は小学館新編日本古典文学全集による。
- (注16) 和漢の交流を広く論じた研究は枚挙に遑がないが、例えば春日政治氏『古訓点の研究』等がある。
- (注17) 峰岸明氏『平安時代古記録の国語学的研究』
- (注18) 引用本文は岩波書店新日本古典文学大系による。
- (注19) 引用本文は岩波書店新日本古典文学大系による。

(注20) 引用本文は岩波書店新日本古典文学大系による。

(注21) 『将門記』における「之」字に関しては、鈴木恵氏「真福寺本将門記に於ける助字の訓法と読添の方法」(『鎌倉時代語研究』第一二輯所収)。なお、小学館新編日本古典文学全集では『将門記』中の当該「之」に読みを付している。

(注22) 本文は岩波日本古典文学大系による。

(注23) 中世末期に、活用語の屈折的性格に大きな変化が生じ(浅見徹氏「屈折要素の退化」『ことばと文学』第二号所収、川端善明氏「動詞活用 of 史的展開」『講座日本語学』第二卷所収等)、活用語連体形に助詞「の」が下接する準体法が成立する一方で、連体形が形態的に体言に連なる形であることを主たる機能であるようになる、「連体形十之(の)十体言」構造は、殊に文語文に限定されたものになったであろう。

(注24) 土井忠生氏訳による。

(注25) 以下、角川源義氏編貴重古典籍叢刊『妙本寺本曾我物語』により本文を引用するが、山岸徳平氏中田紀夫氏解題『真名本曾我物語』影印、青木晃氏他編『真名本曾我物語』を適宜参照した。

(注26) 以下、引用本文は、村上美登志氏校注『太山寺本曾我物語』による。

(注27) 鈴木進氏編著未刊国文資料『南葵文庫本曾我物語と研究』による。

(注28) 岩波書店日本古典文学大系による。

(注29) 築島裕氏『平安時代の漢文訓読語につきての研究』、峰岸明氏「平安時代記録文献文体試論―用字研究からの試み―」(『国語と国文学』昭和四九年四月号所収)、同氏「今昔物語集に於ける変体漢文の影響について―『間』の用法をめぐって―」(『国語学』第三六号所収)、山口佳紀氏「今昔物語集の文体基調について―『由(ヨシ)』の用法を通して―」(『国語学』第六七号所収)、同氏「今昔物語集表記法管見」(『国語と国文学』昭和四一年一二月号所収)、小山登久氏「公家日記に見える『所(ところ)』字の用法について―平安時代の資料を対象に―」(『国語国文』第四六卷第四号所収)、小川栄一氏「記録体における形式名詞『由』」(『日本語と日本文学』第一号所収、鈴木恵氏「和化漢文に於ける形式名詞の新生と分化について」(『鎌倉時代語研究』第一七

輯所収)、同氏「和化漢文における時の形式名詞について」(『鎌倉時代語研究』第一八輯所収、寒河江実氏「今昔物語集における『所ノ』の用法について」(山田忠雄氏編『国語史学の為に』第三部所収)。

(注30) 鈴木進氏編著、未刊国文資料『曾我物語(東大本)と研究』による。

『曾我』伝本中の「誤用」例少々